

お客様 各位

株式会社パイン総合研究所
コンサルティンググループ

労務相談定期レポート

弊社コンサルティンググループでは、年間約 500 件の労務相談に対応しています。以下、令和 7 年度、第 3 四半期に各企業様から寄せられた労務相談について、集計結果と最近の相談傾向等に関するレポートをお送りします。

1. レポート対象期間 令和 7 年 10 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日
2. 相談内容

第 3 四半期（令和 7 年 10 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日）において、相談件数は 113 件ありました。特に多くいただいた相談内容は、下記のとおりになります。

No.	項目	割合
1	賃金（賞与・退職金含む）	15.0%
2	労働時間・休日・休暇	14.2%
3	育児・介護休業	11.5%
4	退職・解雇	9.7%
5	就業規則	8.0%

3. 直近のご相談傾向

例年、第 3 四半期は、賞与・年末調整を 12 月に控えているためか「賃金」関連のご相談が多くなる傾向がございます。今年度も直近四半期では「賃金」関連のご相談が多く、特に今回の年末調整の特定扶養控除絡みのご質問を多くいただきました。

また、2 番目に多かった「労働時間・休日・休暇」のご相談とも関係するのですが、所定労働時間、法定労働時間、事業場外みなし労働時間といった労働時間管理と残業代の支払いに関するご質問も多くいただきました。12 月に入ると年次有給休暇絡みのご相談が増え、年休付与日を 1 月にされている企業様から多くのご相談をお受けしました。

ご相談をお受けしながら感じましたのは、今までは自分で調べるのが面倒だった労務管理関連の疑問を、最近は携帯電話から気軽に A I に質問し回答を得ることが容易になりましたので、従業員の側がそこから得た回答を基に、人事総務担当者へ自社の労務管理について質問を投げているのでは、という構図です。こうなりますと、就業規則の解釈のあいまいな部分は、従業員から質問される前に手を打つ（改訂していく）必要があります。また、都度の法改正に対応した就業規則を先回りして従業員に提示しなければなりません。

2026 年から 2027 年に掛けましても、様々な労務管理関連の法改正が予定されております。弊社としまして、今後も各社様に直近の法改正情報を都度ご紹介差し上げてまいります。また、人事総務担当者様の、実務上での疑問や判断に迷う点などサポートして参ります。勿論、就業規則の見直し等もサポートさせていただきます。

2026 年も、弊社コンサルティンググループをお気軽にご活用くださいますよう、引き続き宜しく願い申し上げます。

以上